

墨田区営運動場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第2				別表第2			
施設区分	単位	区分	使用料	施設区分	単位	区分	使用料
テニス・コート ～屋内運動場	[略]			テニス・コート ～屋内運動場	[略]		
[削除]				フィールド・ハウス内集会室	1回、 4時間 以内		2,420円
付属設備・器具	[略]			付属設備・器具	[略]		
付記 1～3 [略]				付記 1～3 [略]			

付 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。